

外国自動車製作者による輸入自動車の新規検査の申請時の提出書面に係る排出ガス試験

(道路運送車両法施行規則)

(1) 登録基準

(新規検査の申請)

第三十六条 新規検査を申請する者は、次の各号に該当する場合を除き、当該自動車の使用者の住所を証するに足る書面を提出しなければならない。

一、二 (略)

2～6 (略)

7 次の各号に掲げる自動車について新規検査を申請する場合には、第一号に定める書面にあつては、前二項に規定する書面とし、第二号及び第三号に定める書面にあつては第六項に規定する書面とすることができる。

一、二 (略)

三 外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が製作した自動車(前二号に掲げるものを除く。)であつて当該自動車の製作者がその構造及び性能を記載した書面を提示するもの 国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録試験機関」という。)が行う試験(以下「登録試験」という。)又は登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が告示で定める外国の機関が行う試験の結果を記載した書面

8～12 (略)

(登録)

第三十六条の二 前条第七項第三号の登録は、登録試験を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第七項第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録試験に係る業務(以下「登録試験業務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 別表第二の二の上欄に掲げる試験のうち、登録を受けようとする者が行おうとするもの

四 登録を受けようとする者が登録試験業務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載

した書類

- イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- 三 試験に用いる別表第二の二の下欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
- 四 試験を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
- 五 試験を行う者が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類
- 六 登録を受けようとする者が、次条第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第三十六条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表第二の二の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる施設及び設備を用いて登録試験を行うものであること。
- 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が登録試験を行い、その人数が五名以上であること。
 - イ 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について、別表第二の三の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者
 - ロ 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について、六年以上の実務の経験を有する者
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 三 登録申請者が、自動車又は自動車の部品の製造、改造、整備、輸入又は販売の事業を営む者（以下「自動車関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、自動車関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める自動車関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該自動車関連事業者の役員又

は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が自動車関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該自動車関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十六条第七項第三号の登録をしてはならない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十六条の十三の規定により第三十六条第七項第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録試験業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第三十六条第七項第三号の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録試験機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が登録試験業務を行う事務所の名称及び所在地

四 別表第二の二の上欄に掲げる試験のうち、登録試験機関が行おうとするもの

五 登録を受けた者が登録試験業務を開始する日

(2) 登録法人

法人の名称 : (財)日本自動車輸送技術協会

登録時期 : 平成16年11月

法人の連絡先 :

〒102-0085 東京都千代田区六番町6番地 勝永六番町ビル3階

登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

(3) 登録基準に係る問い合せ、照会等
特になし

(4) 登録検査機関が行う特定原動機検査に関する手数料等と積算根拠
(財)日本自動車輸送技術協会 :
<http://www.ataj.or.jp/haigusshiken/syousai6.html>